令和7年度 尼崎市外国人観光客受入整備支援事業補助金申請から補助金交付までの流れ

↓ ○印は事業者(申請者)が行う項目 <u>第1号様式と必要書類</u>を尼崎市商業観光課へ持参、または郵送にて提出 (1) 交付申請 【令和8年1月30日(金)まで】当日消印有効 (2) 審査 (申請分) (1)で提出いただいた書類を審査し、補助対象かどうかを判断 市から交付決定通知書を送付 (3) 交付決定 ※ 交付決定を受けた後に事業内容を変更する場合は、変更申請が必要。 ※補助金交付が不適当と判断された場合は、不交付決定通知書を送付。 補助対象事業の実施~ 対象経費の支払完了 (4) 事業着手~完了 ※ 令和8年2月27日(金)までに事業を完了させることが必要。 第6号様式と必要書類を尼崎市商業観光課へ持参、または郵送にて提出 (5) 実績報告 【令和8年2月27日(金)まで】当日消印有効 (6) 審査 (実績報告分) (5)で提出いただいた書類を審査し、補助金交付の是非・補助金額を確定 市から交付確定通知書(補助することが確定した旨の通知)を送付。 (7) 交付確定 ※(5)の報告額が(3)の交付決定額を下回る場合は、(5)の額が交付確定額となる。 第9号様式をすみやかに尼崎市商業観光課へ持参、または郵送にて提出 (8) 補助金請求 【令和8年3月19日(木)まで】当日消印有効 (9) 補助金交付(入金) 提出書類を審査し、市が指定の口座に補助金を振込み 令和7年度の申請受付期間 令和7年10月6日(月)~令和8年1月30日(金)まで